

総務課からのお知らせ

■土砂災害警戒区域等の指定に関する説明会について

東京都では「土砂災害防止法」に基づいて新島村内における土砂災害のおそれのある警戒区域等を指定するための基準調査が完了し、この4月25日付けにて基礎調査結果を公表しました。

今後は、「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」を今年度中に指定し

公示する予定です。つきましては、本村地区、若郷地区及び式根島地区の3回に分けて下記のとおり土砂災害警戒区域等の指定に関する住民説明会を開催します。

▼本村地区

【とき】 6月14日(水) 午後7時

【場所】 住民センター

▼若郷地区

【とき】 6月15日(木) 午後7時

【場所】 若郷会館

▼式根島地区

【とき】 6月16日(金) 午後7時

【場所】 開発総合センター

※何れも1時間程度(各回とも同一内容)の説明です。

【問い合わせ】

東京都総務局大島支庁土木課
04992(2)4441

■平成29年度全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設について

全国人権委員連合会及び各都道府県人権擁護委員の自主事業の一環として、人権擁護委員の日である6月1日に「全国一斉特設人権相談」を実施します。新島村でも左記日程で、特設人権相談所を開設いたしますので、人権に関する相談がある方は、是非お越しください。

※事前予約制となりますのでご注意ください。

【相談日時】 6月5日(月) 午前10時～午後5時まで

【予約申込】 6月5日(月) 正午まで

【相談場所】

・新島地区

新島住民センター

・式根島地区

式根島開発総合センター

【問い合わせ】

役場総務課行政係
0240内線104

■第20回くらしの法律税金相談

弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士などの法律関係者が相談会を開催します。お悩みの方、ご相談のある方はぜひお気軽にお立ち寄り下さい。(当日の相談は無料です。)

弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士などの法律関係者が相談会を開催します。お悩みの方、ご相談のある方はぜひお気軽にお立ち寄り下さい。(当日の相談は無料です。)

【主催】 特定非営利活動法人司法過疎サポートネットワーク

▼新島地区

【相談日時】 6月9日(金) 午前10時～午後3時20分

【相談場所】 若郷会館

▼式根島地区

【相談日時】 6月9日(金) 午後0時～午後3時20分

【相談場所】 開発総合センター

【その他】 ご予約は不要です。事前にご連絡いただければ、法律家がお自宅にお伺いする出張相談にも応じます。

【問い合わせ】

マザーシップ法律事務所
弁護士 内田 明
03(5367)5142

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

【相談日時】 6月9日(金) 午前10時～午後2時

【相談場所】 住民センター

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

■司法書士による出前相談所

【時間】 7月2日(日) まで

【期間】 6月26日(月)～

【実施日時】

【時間】

【月】金

【土、日】

【開設場所】

【電話番号】

【電話相談担当者】

【問い合わせ】

【期間】

【実施日時】

【時間】

【月】金

【土、日】

【開設場所】

【電話番号】

【電話相談担当者】

【問い合わせ】

【問い合わせ】
東京司法書士会
事務局事業・研修課
03(33353)9191
平日午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

【問い合わせ】

【期間】

【実施日時】

【時間】

【月】金

【土、日】

【開設場所】

【電話番号】

【電話相談担当者】

【問い合わせ】

【期間】

【実施日時】

【時間】

【月】金

【土、日】

【開設場所】

【電話番号】

【電話相談担当者】

03(5213)1234
内線2514

産業観光課からのお知らせ

■平成29年度労働保険の年度更新について

平成29年度の労働保険料(労災保険料と雇用保険料)の申告・納付期間は6月1日(木)から7月10日(月)までです。加入事業場には6月上旬に申告書が郵送されますので、早めに手続きをお願いします。

申告書の提出方法は、申告・納付の場合は最寄りの金融機関、郵便局への持参による方法や東京労働局、労働基準監督署への来庁または郵送による方法があります。申告書の作成、手続きについては、社会保険労務士および労働保険事務組合制度もご利用できます。

東京労働局ホームページには、「申告書の書き方」及び受理・相談コーナー会場一覧等が掲載されていますので、ぜひ活用下さい。

【問い合わせ・申告書郵送先】

東京労働局労働保険徴収部
適用・事務組合課
〒102-8307

千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎12階

03(3512)1628

診療所からのお知らせ

眼科専門診療の日程について

今年度の眼科専門診療の日程に変更がありましたのでお知らせします。

【変更前の日程】

5月13日・14日、10月21日・22日、1月20日・21日の年3回。

【変更後の日程】

5月13日・14日、8月19日・20日、11月11日・12日、2月10日・11日の年4回。

診療月も変わっておりまして、ご注意ください。近くなりましたら、放送でもお知らせいたします。

【問い合わせ】

本村診療所 ☎(5)0083

民生課からのお知らせ

献血のお願い

新島村では、東京都赤十字血液センターによる協力のもと、隔年で献血事業を行なっています。前回(平成27年度)は128名のご協力をいただきました。

血液は、まだ人工的につくることができず、長期保

存もできません。輸血に必要な血液を十分に確保し、安定的に供給するためには、十代、二十代の若者も含めた皆様からの献血へのご協力が重要です。新島村からも急患へり搬送などで輸血治療を受ける事があります。島で暮らす私達も献血に協力しましょう。

【実施日】

6月6日(火)・7日(水)

【受付時間】

8時30分～11時30分
12時30分～16時

【場所】 新島村住民センター

※2日間とも会場が新島のため、式根島地区の住民でのご協力頂ける方は連絡船(にしき)に無料で乗船できますので、必ず乗船時に献血手帳や献血カードをご提示ください。(お持ちでない方は、船員へ献血協力の意思を口頭でお伝えください。)会場と港の往復についても、送迎バスを用意いたします。

受付確認票を役場及び各支所窓口を用意してあります。事前に記入していただきます。献血受付がスムーズに行うことができます。

【問い合わせ】

民生課民生係 ☎(5)0243 (直通)

ハチに注意!

新島や式根島では、民家の庭や軒先などの人間の出入りが多い場所で、アシナガバチやスズメバチの巣が見つかる事が多くなっています。

次の事に気をつけて、ハチの被害に遭わないようにしましょう。また、保護者の方はお子様がハチやハチの巣に手を出さないよう注意してください。(ハチの死体の針にも毒が残っています。)

◆ハチの活動は5月頃から11月頃までです。特に秋になると巣が大きくなり、攻撃性が強くなります。

◆一度でも巣を作られた場所は、また作られる可能性があります。前年の巣をもう一度使う事はありませんが、同じ様な条件の場所に作ります。

◆ヤブに入る時は白色系の服や帽子で素肌を隠してください。ハチは黒っぽい色を認識し、優先的に攻撃してきます。ただし、白い服を着れば絶対安全という訳ではありません。

◆スズメバチを見つけたら、静かに立ち去りましょう。大きな音や動作、香水の匂いなどでも攻撃的になります。

◆スズメバチに刺されたら、刺された部分を流水で洗い、すぐ診療所で診察を受けてください。

※役場が駆除を行うのはスズメバチの巣です。スズメバチの巣を見つけたらご連絡ください。

なお、アシナガバチの巣は、ご自身での駆除をお願いいたします。

【問い合わせ】

民生課民生係 ☎(5)0243 (直通)

野良猫には不妊・去勢手術を受けさせましょう

近年新島村では野良猫(飼い主のいない猫)が増えており、苦情も多くなっています。しかし、役場や保健所では動物愛護の観点から、殺処分を目的とした捕獲や引取りはできません。

このまま飼い主のいない猫たちが繁殖してしまうと、猫による被害は増える一方です。飼い主のいない猫については、自己負担なしで手術をうけさせることができますので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、手術済みの猫には耳標を取り付け、手術が済んでいることが分かるようになっています。(オスは右耳、メスは左耳)

手術費用の助成対象者

◆新島村に住所があり、手術の申請書を提出し、審査に通った方が対象になります。

◆手術に関する注意事項
・役場の指示する方法で捕獲してください。
・手術後は捕まえた場所で猫を解放してください。

【問い合わせ】

民生課民生係 ☎(5)0243 (直通)

東京都島嶼町村一部事務組合からのお知らせ

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度(平成18年条例第9号)は、島しょ9町村の住民の組合行政への参加をより一層推進するとともに、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年一回の情報公開実施状況を公表することになっていきます。

平成28年度の情報公開実施状況を次のとおり公表いたします。

- ・開示請求件数 1件
- ・開示決定件数 1件
- ・一部開示決定を含む)

【問い合わせ】

東京都島嶼町村一部事務組合総務課庶務係 担当:鈴木 03(3432)4961 mail:jm_suzuki@toho-ichikumijp